

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式 1-1)を提出する必要があります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと(生活保護申請中の場合を除く)
 - ①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ②月2回(「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」により当分の間は月1回)以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける
 - ③原則週1回(「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」により当分の間は月1回)以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと
- 3 申請者等が他の自治体に対し本支援金を申請していないこと
- 4 申請者等が暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと
- 5 偽りその他不正の行為によって本支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ①所要の求職活動等を行わない場合
 - ②本支援金受給者(以下、単に「受給者」という。)が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③申請内容に偽りがあった場合
 - ④支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者(以下「受給者等」という。)が暴力団員と判明した場合
 - ⑤支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑥支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
 - ⑦支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
 - ⑧支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により再貸付、緊急小口資金又は総合支援資金(初回)の申請を行ったことが明らかになった場合
 - ⑨支給決定後、受給者等が他の自治体から本支援金を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者(以下「関係機関」という。)に照会すること。審査にあたり、住民基本台帳の情報、生活保護の利用状況、住居確保給付金の利用状況に関する情報を閲覧すること。
また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、本支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、区保健福祉センター、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

令和 年 月 日

大阪市長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所

申請者氏名

確認事項

以下に該当する場合はチェックを入れること ※チェックの有無は、審査には影響ありません。
(チェックがあれば、後日、自立相談支援機関の相談員からご連絡する場合があります)

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

申請時の添付書類 (□にチェックしてください)

1 本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、保険証の写しなど

2 【申請書(様式1-1)の申立事項⑦の1、2、3に該当する方】

- ① 再貸付の貸付決定通知書(借用書の写しでも可)又は不承認通知の写し(※1)
- ② 貸付の振込状況がわかる通帳(※2)の写し(貸付の最終入金履歴が分かるページ)
- ③ ①が用意できない場合(※1)は、様式1-3と②
(様式は、大阪市ホームページに掲載しています)
- ④ ①~③のいずれも無い場合は、大阪市から社会福祉協議会へ確認を行います。
いずれの書類も追加での提出は不要ですが、確認に時間がかかることがあります。

3 【申請書(様式1-1)の申立事項⑦の5、6に該当する方】

- ① 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の貸付決定通知書(借用書の写しでも可)の写し(※1)
- ② ①が用意できない場合(※1)は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳(※2)の写し及び様式1-3
- ③ ①~②のいずれも無い場合は、大阪市から社会福祉協議会へ確認を行います。
いずれの書類も追加での提出は不要ですが、確認に時間がかかることがあります。

4 収入関係書類(現在、住居確保給付金を受給中の方は、添付不要です。)

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し

5 金融資産関係書類(現在、住居確保給付金を受給中の方は、添付不要です。)

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳(※2)の写し

6 受取口座(※2)が分かる書類

受取口座が確認できる通帳やキャッシュカード等の写し

※1 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、書類の再交付を受けること等は不要です。

※2 電子的にのみ管理している場合(いわゆるweb通帳の場合)はその画面の写しで可

※3 申請書(様式1-1)に公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申し込み日時記載が必要です。